

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市農業者トレーニングセンターの使用料金の還付		
根拠法令 及び条項	蓮田市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例第11条		
審査基準	☒ 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （使用料の還付） 第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 （1） トレーニングセンターの管理上必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。 （2） 利用者が自己の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができなくなったとき。 （3） 利用者が利用7日前までに利用許可の取消しの申出を行い、市長がこれを承認したとき。 （4） その他市長が特別な理由があると認めたとき。 【その他の基準となる法令、通知等】 ○蓮田市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則 （使用料の還付） 第8条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付の割合は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 （1） 条例第11条第1号から第3号までの場合 100分の100 （2） 条例第11条第4号の場合 市長が認めた割合 2 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、様式第6号の蓮田市農業者トレーニングセンター使用料還付申請書に許可書及び領収書を添えて、市長に提出しなければならない。		
	審査基準 設定年月日	令和6年 3月15日	審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	☐ 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） ☒ 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当） （理由：個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、標準処理期間を定めることは困難であるため）		

標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。